

事業者排出量削減計画書

新規変更

令和2年1月24日

(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市中京区西ノ京桑原町1	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 株式会社 島津製作所 代表取締役 上田 輝久
---	---

主たる業種	その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機器製造					細分類番号	2	7	3	9
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号									
計画期間	平成29年4月から令和3年3月まで									
基本方針	平成26年度から平成28年度を基準に、令和2年度の温室効果ガスを3%以上削減する。									
計画を推進するための体制	エネルギーの管理を担当する制度推進部および環境経営統括室が温暖化対策を推進する。									
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (1)年度	増減率			
	事業活動に伴う排出の量	23,364.7トン	21,382.0トン	21,168.2トン	23,688.1トン	-5.5 パーセント				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	評価の対象となる排出の量		22,192.9トン	21,382.0トン	21,168.2トン	23,688.1トン	-0.5 パーセント			
	目標の根拠		老朽化した設備の更新や、照明器具の高効率化の更新・個別空調方式への変更による省エネ等を行い、エネルギーに起因するCO ₂ の排出を削減する。							
具体的な取組及び措置の内容	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (1)年度	増減率			
	工場	事業活動に伴う排出の量 (連結売上高)	6,822	5,806	5,370	5,640	-17.8 パーセント			
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	原単位の指標及び目標の根拠		エネルギーの使用の合理化に関する法律で努力目標として定められている年平均1%以上の原単位を削減する。							
	措置の内容		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (1)年度	備考			
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	(29)年度		老朽化した設備の更新や、照明器具の高効率化への更新、個別空調方式への変更、建屋の断熱改修などによる省エネ等を実施する。							
	(30)年度		老朽化した設備の更新や、照明器具の高効率化への更新、個別空調方式への変更、建屋の断熱改修などによる省エネ等を実施する。また、太陽光パネルを設置する(194kW)。							
(1)年度		老朽化した設備の更新や、照明器具の高効率化への更新、個別空調方式への変更、建屋の断熱改修などによる省エネ等を実施する。								
上記の措置を採用する理由		これまで通勤における自動車利用は駐車場の使用許可認定基準を設け、理由(病気、託児所への送迎等)がある者のみに優先順位の高低を鑑み許可を与える許可制を取っている。								
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分		第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (1)年度	備考				
	森林の保全及び整備によるもの		0トン	0トン	0トン					
	府内産の木材の利用によるもの		0トン	0トン	0トン					
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		0トン	0トン	0トン					
	グリーン電力証書等の購入によるもの		0トン	0トン	0トン					
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		0トン	0トン	0トン					
	合計		0トン	0トン	0トン					
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	島津製作所三条工場内に、島津の森(8,000m ²)を整備している。									
特記事項	島津製作所三条工場内に、平成30年2月にヘルスケアR&Dセンター(延床面積 18969.11m ²)が竣工し、令和元年6月に引っ越しが完了し本格稼働した。									

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。